

2007年3月23日

要望及び質問書

委員 宇都宮健児

有識者会議の議論の方向は今後の多重債務対策の方向決定について極めて重要であることに鑑み、以下意見を述べることにします。

1. アンケート結果の公表

総務省、金融庁が行った市町村へのアンケート結果は、今後の多重債務対策を検討する上で極めて有用な情報であり、是非とも、個別市町村ごとの結果一覧を次回有識者会議において配布していただくことを求めます。個別市町村ごとの取り組み状況が明らかになることにより、住民や関係者にとって他の市町村との比較が可能となり、市町村ごとの対応改善が促されることになると考えます。(総務省・金融庁)

2. 市町村の責務

市町村は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし(発見)と問題の総合的解決のために、相談主体として最も大きな役割を担うべき主体と考えられます。多重債務者の救済は公共料金納付等で当該自治体にもメリットがあることでもあり、国のマニュアル作りや指導が必要な部分もあるとしても、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に体制整備に早急に取り組むべきではないでしょうか。

市町村の相談員、福祉部門、徴収部門担当者の研修が必要であり、各地で弁護士会、司法書士会を十分活用すべきと考えます。

(多重債務問題の簡単なマニュアルを作るべきと考え弁護士会でも検討中です。)

鹿児島県奄美市、滋賀県野洲市の取り組みが参考になります。

(総務省、金融庁)

3. 市町村の窓口と専門機関との連携

国民健康保険税については、新年度の厚生労働省のモデル事業として、滞納者の相談体制を整備し、その中で多重債務者については弁護士会に相談者を回す仕組みが出来ようとしています。この方式を市町村内の他の部門でも検討すべきです。(総務省)

4. 近隣市町村間の連携

市町村の中でも全市町村に一律の対応を求めるのではなく、既にある程度相談窓口が整備されている市町村や、一定規模以上の市について、相談内容の充実を義務付け、周辺市町村が多重債務者を発見したら、こうした相談拠点に迅速な紹介・誘導を行うといった役割分担ができる体制を目指すべきではないでしょうか。（総務省、金融庁）

5. 「多重債務対策本部・協議会（仮称）」の設置

都道府県は、消費生活センター等自らの窓口における相談内容を充実させるのは当然のこととしても、さらに市町村における相談体制の充実のためにリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。具体的には、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなどして、市町村を指導するとともに、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部・協議会（仮称）」を設立して、都道府県内のネットワークの構築に努めるべきではないでしょうか。岐阜県、長野県の取り組みが参考になります。（総務省、金融庁）

6. 検証可能な取り組み

都道府県や市町村の取り組みについては、具体的な数値目標と期限を設けて取り組むべきではないでしょうか。230万人を超えるといわれる多重債務者の2割しか救済の手が及んでいない事態を改善し、多数の多重債務者への相談体制の強化は直ちに着手すべき課題であり、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態が実現すべきではないでしょうか。そして、今後検証してゆくことが重要です。（総務省、金融庁）

7. 法テラスの充実

国による相談体制の整備としては、昨年10月に発足した法テラスの充実が急務です。その中でも利用が集中しているのが、弁護士等による無料法律相談などの民事法律扶助ですが、十分な周知が図られておらず、対応できる弁護士の数も限られていることから、計画的に人員・予算等の充実を図るべきではないでしょうか。（法務省）

8. セーフティネット貸付

今後、セーフティネット貸付の充実の方策の一つとして、都道府県ごとに、岩手県信用生協等を一つの参考に、非営利機関（生協、NPO、中間法人等＝「日本版グラミン銀行」）を創設して、返済能力が見込まれ、問題解決に

資する場合に限ってのみ、低利の貸付けを行う取り組みが行われることが求められます。その際には丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングなど、相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力を前提とすべきでしょう。金利についても可能な限り低く設定することが重要です。その場合、貸付け原資を集めるには、例えば、自治体が預託金を預けるといった、公的な信用付与が不可欠ではないでしょうか。（総務省、金融庁）

9. 既存のセーフティネット貸付の充実

既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による緊急小口貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての利用を拡大する工夫を行うべきであると考えます。単に、緊急小口融資の貸付限度額を5万円から10万円に引き上げただけでは問題の解決にならないのではないのでしょうか。（厚労省、金融庁）

10. 事業者向けセーフティネット貸付の充実

事業者向けのセーフティネット貸付については「論点メモ」にあるように、「高金利による融資に頼らざるを得ない状況となる前の中小零細事業者の早期の事業再生や再チャレンジ支援」だけでなく、国民生活金融公庫等の経営環境変化対応資金等、既存のセーフティネット貸付がニーズに十分見合ったものとなっているかどうか検討が必要であると考えます。例えば、消費税の滞納実績があると一律に融資を拒否されるとか、商工ローンの借り換えについても融資が出来ないなど、非常に使いづらい仕組みとなっていることから、よりきめ細かく融資対象者のリスクを判断するために、要件の見直しが必要です。

さらに、消費者向けセーフティネット貸し付けでも指摘した通り、貸し付けにあたっては、丁寧な事情聴取、商工ローンの解決方法の相談、事後のモニタリングなど、相談者との顔の見える関係を構築することが必要と考えます。（財務省・中企庁）

11. 生活保護制度

現在、水際作戦等、受けられるべき生活保護が受けられないとの事態が発生していると言われてしています。

生活保護制度を高利貸しが代行することは許されないのであって、生活保護制度の運用改善が必要です。（厚労省）

12. ヤミ金対策

被害者に向かって「借りたものは返せと」等と間違った方向での民事介入をすることのないように、現場警察官向けの分かりやすい「マニュアル」を作ることが必要です。また、相談者を弁護士会などの適切な相談場所に誘導することを徹底する必要があります。さらに、携帯電話不正利用防止法を「犯罪ツールを奪い、犯罪活動を封じ込める」との観点から積極的に活用する態勢を整えて、迅速に対応することが求められています。以上につき、警察官の研修などで、必要であれば弁護士会に協力を求めて頂ければと思います。（警察庁）

13. 金融経済教育

現在の多重債務者に対する相談体制の整備とともに、対策の車の両輪となるのが、多重債務者発生防止のための金融経済教育であると考えます。特に社会に出る前に、高校生までの段階で、1時間でも2時間でも、全ての生徒が学校の教師によって、具体的な返済額等の事例を用いて、安易に消費者金融を利用することの危険性、上限金利の存在等の知識を得ることが必要であり、そのためには、教科書の記載の充実や教師の研修等が必要となりますが、現場の意識や取り組みを前向きなものにさせるには、学習指導要領に、例えば「消費者金融の安易な利用によって多重債務に陥る危険性を教えること」といった具体的な記載を盛り込むことが最も確実な担保となります。今般改定作業が進められている学習指導要領に是非こうした内容を盛り込むべきではないでしょうか。少なくとも政府としてそのような検討をすることについて対策本部の決定とするべきではないでしょうか。（文科省）